

令和6年4月1日施行の改正警備業法の第6条（標識の掲示義務等）により、当社が警備業の認定を受けたことを示す標識を、ここに掲載いたします。

警備業認定標識（有効期間：令和6年4月6日から令和11年4月5日まで）

警備業者	
認定をした公安委員会	東京都 公安委員会
認 定 の 番 号	第 3 0 0 0 2 8 1 3 号
有 効 期 間	令和6年4月6日から 令和11年4月5日まで
氏 名 又 は 名 称	富士通フロンテック株式会社
所 在 地	埼玉県熊谷市中奈良1224番地